

第3章 障害児や障害者に関する施策の体系と方向性

我が国は、平成26年に「障害者権利条約」を批准しましたが、この条約の批准に向けて、さまざまな国内法の整備が進められました。特に平成23年に改正された障害者基本法では、第1条において「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としており、“共生社会の実現”が目的として掲げられています。

本市ではこれまで、“共生社会の実現”のために、障害のある人に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。今後も、ひとりひとりの個性と命を大切にし、障害の有無にかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまちの実現を目指していきます。

これらの理念を実現するための取り組みを整理し、以下のような体系としました。

- 1 地域生活支援の充実
- 2 働く場・活動の場の充実
- 3 権利擁護システムの充実
- 4 療育・保育・教育の充実
- 5 保健・医療サービスの充実
- 6 障害者福祉の推進基盤の整備

1 地域生活支援の充実

障害者が、地域で安心して暮らしていくためには、それぞれのライフステージで切れ目のない支援が身近に受けられることが必要です。そのため、本市では、例えば、相談、日中活動の場、住まいなどを確保することで、障害者の地域生活を支援していきます。

また、障害者が、必要な情報を簡単に得られるよう、障害者が利用しやすい形での情報提供を推進するとともに、意思疎通支援を行う人材の育成・確保に取り組めます。

(1-1 障害福祉サービス等の充実)

障害のある人が、必要なサービスを使いやすくするため、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づいた提供体制の整備を行い、障害のある人や家族に対する情報提供と利用に向けた支援を行います。また、障害福祉サービスの利用希望者が増えていることから、サービスを必要とする障害者が、必要なサービスを継続的に受けられるように、事業者やその他関係者との連携を深め、事業所の安定的な運営、サービスの質の向上、福祉人材の育成などを地域の支援者と一緒に作り上げていきます。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスだけでなく、介護保険事業やその他の福祉事業とも連携しながら、支援体制の充実に努めます。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|------------------|---|
| 障害福祉サービスの提供体制整備 | 障害者が身近な地域において障害福祉サービスを受けることができ、生涯を通じて安心して暮らすことができるように、市がサービスの実施主体として、地域生活支援事業を含めたサービスを行っています。 |
| 補装具、日常生活用具の給付 | |
| 障害とくらしの支援協議会への参画 | 障害当事者を含む関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。 |

(1-2 地域生活への移行の推進)

障害者の自立と社会参加の実現を図るには、障害福祉サービス等の支援を受けながら、障害者が自らその居住する場所を選択できることが大切です。また、本人の意向を尊重した上で、施設入所者や退院可能な精神障害者の生活の場を、地域生活へと移行していくことも求められています。地域生活への移行を進めるためには、地域における相談支援体制の充実とともに、グループホームなどの生活の場の確保が課題となります。そのため、障害者の生活の場を確保し、地域で安全に暮らせるよう、市街化区域内において、質の高いグループホームの新設を推進します。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-----------------------|--|
| 障害者相談サポートセンターにおける相談支援 | 在宅福祉サービス情報の提供などを通じて、障害者の地域生活の支援を行っています。 |
| グループホームの新設費用等への助成 | 障害のある人の地域生活を促進するため、グループホーム等の整備に係る費用等を助成しています。 |
| 入所等検討会議の運営 | 施設入所が必要な方の検討を行う一方、施設入所者が地域移行した事例などを市内の入所施設や行政機関で共有しています。 |

(1-3 身近な地域における相談支援体制の整備)

障害者の自己決定を尊重し、地域で生活する障害のある人を支援する上で相談業務が果たす役割は重要です。相談しやすく、連携のとれた相談支援体制の構築を図ります。また、日々の相談業務などから、障害のある人が必要な物事を的確に把握し、さまざまな障害に対応していくとともに、ライフステージに応じた一貫した支援につながるよう、総合的な相談支援体制を、地域の支援者と一緒に作り上げていきます。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-----------------------|---|
| 基幹相談支援センターの運営 | 障害者サポートセンターや指定特定相談支援事業所等の相談業務の従事者に対し、専門的な助言を行っています。 |
| 障害者相談サポートセンター（5か所）の運営 | 障害者相談サポートセンターを運営し、身近な地域で障害者への相談支援を推進しています。 |
| 療育相談センターの運営 | 発達の遅れや障害のあるお子さんを対象とした療育相談の他、各種教室の実施や通園支援等を通じ、地域における様々な療育活動を支援しています。 |
| 行政窓口での総合的な相談受付 | 福祉の総合相談窓口である「ほっとかん」をはじめ、障害福祉課など行政機関の窓口においても、それぞれ分野に応じた相談受付を行っています。 |

(1-4 情報バリアフリーの推進)

障害者が自立した日常生活を営むために、情報利用のしやすさの向上や意思疎通支援はとても重要です。行政が市民に向けて情報を提供する時には、視覚・聴覚障害者はもちろん、知的・精神障害者にも分かりやすい情報提供に努めるなど、多様な障害特性に応じた配慮を行います。

情報伝達技術の進歩により、障害特性に応じた情報収集・意思疎通の手段は多様化していますが、一方で、障害特性によっては、そのような機器の利用が困難な方もいるため、人の手による意思疎通疎支援を担う人材の育成に努めます。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-----------------------|--|
| 点訳・音訳等ボランティアの養成 | 視覚障害者のために、点訳・音訳・視覚障害者のパソコン操作を支援するボランティアの各講習会を実施しています。 |
| 広報よこすかの点字版・録音版の作成等 | 広報よこすかなど、行政資料の点字版・録音版を作成し、視覚障害者の情報取得を支援しています。 |
| 手話通訳者及び要約筆記者の養成・派遣の充実 | 手話通訳者・要約筆記者を養成し、聴覚障害者の情報保障のため、要請した手話通訳者・要約筆記者の派遣体制を充実させています。 |

(1-5 余暇活動の支援の充実)

芸術や文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に努めます。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などの開催を促進し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|---------------|---|
| 在宅障害者生きがい対策事業 | 在宅で生活する障害者の生きがいづくりを目的に、各種講座を開催しています。 |
| 障害児者健康づくり事業 | 視覚障害者スポーツ教室や肢体障害者歩行訓練会、肢体不自由児者・知的障害児者を対象とした運動会などを開催しています。 |
| 動物村のお祭りの開催 | 障害児と健常児の交流の場として、毎年5月に「動物村のお祭り」開催しています。 |

2 働く場・活動の場の充実

就労は、障害者の経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいの面においても、障害者の生活において重要な意義を持ちます。障害者が、地域で、質の高い、自立した生活を営むために、働く事への支援を充実させます。それにより、生活をしていくために必要な所得の確保を支援し、働くことによる生きがいを推進します。

(2-1 就労支援の充実)

障害のある人の雇用を維持・促進するため、働く事に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会を準備します。また、就職の意向確認から就職後のフォローまで、働く事を支援するシステムを構築し、障害のある人の就労を幅広く支援する体制を整えます。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-----------------|---|
| よこすか就労援助センターの運営 | 知的障害者などの就労を推進するため、職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行ったり、職業生活における安定・自立を図るため、対象者が抱える課題に応じて、就業面と生活面の一体的な支援を行っています。 |
| 職場定着サポーターの派遣 | 障害者の雇用の促進及び就労後の職場定着の向上を図るため、職場定着サポーターを派遣し、障害者の就労継続をサポートしています。 |
| 障害者ワークステーションの運営 | 知的障害者や精神障害者が市役所で働くことにより、仕事のスキルや社会性を身に付け、一般就労へのステップアップをするための支援をしています。 |

(2-2 活動の場の確保)

障害のある人が意欲と能力に応じて働く事ができるよう、一般就労に向けた支援を行う事業所や、就労が困難な人が日中活動や社会参加を行える、多様な就労の場の確保に努めます。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|------------------|---|
| 特例子会社※の誘致・設立支援 | 横須賀市内に特例子会社を設立し、新たに障害者を雇用する企業等に対し、設立に要する費用の一部を助成しています。 |
| 横須賀市立福祉援護センターの運営 | 障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供しています。 |
| 地域活動支援センターへの助成 | 地域活動支援センターへの助成を行い、就労が困難な障害者に、創作や作業、地域社会との交流促進などの機会を提供しています。 |

※特例子会社…障害者の雇用の促進及び安定を図るため、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社のこと。事業主は一定の割合で障害者雇用をする義務を負うが、特例子会社に雇用されている労働者は、親会社に雇用されているものとみなして、障害者の雇用率を算定できることとしている。

(2-3 障害者施設からの優先調達)

障害者優先調達推進法に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、市の調達方針を策定・公表し、市が発注する物品や役務について、障害者施設等への発注額の目標を定めるとともに、障害者施設等が提供する物品や役務の一覧を作成・公表し、受注の拡大を支援します。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-----------------|---|
| 障害者施設からの優先調達 | 市が物品を購入するなどの時には、障害者就労施設等へ優先的に依頼するよう、発注額の目標を定め、その拡大を支援しています。 |
| 障害者施設等の自主製品等の紹介 | 障害者施設等の自主製品と取り組んでいる仕事を市役所内で共有するとともに、市のホームページで市民に向けて公開しています。 |

3 権利擁護システムの充実

ノーマライゼーションの広まりとともに、障害者が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に充実してきました。しかし、今も誤解や偏見により、障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障害者が少なくありません。

障害のある人が差別や虐待から守られ、地域で自立した生活が送れるよう、障害者の権利擁護を推進します。

(3-1 障害を理由とする差別解消と理解の促進)

障害のある人に対する差別禁止の観点から、社会的障壁を取り除くために配慮しなければならないことや、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、子どもから大人まで、すべての市民に向けた啓発活動や人権教育などを推進します。また、「障害者差別解消法」の理念の浸透を図るとともに、合理的配慮についての周知を進めます。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|---------------------|---|
| 市職員への差別解消法の研修を実施 | 採用時と係長・課長昇任時における障害者差別解消法に係る研修を行っています。 |
| 障害者理解のための市民向け研修の実施 | 希望する一般市民に向け、障害者理解及び差別解消法の研修を行っています。 |
| 障害者週間キャンペーンに関する取り組み | 市民に広く障害者福祉への関心と理解を深めるため、横須賀市ボランティア連絡協議会とともに障害者週間を中心に各種イベントを開催しています。 |

(3-2 障害者権利擁護の推進)

障害のある人の虐待の防止、障害者の家族などに対する支援を進めるため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進、虐待防止についての周知、早期発見のための関係機関との連携を強化し、障害のある人の権利擁護対策を充実します。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-----------------------------|---|
| よこすか成年後見センターの運営 | 知的障害、精神障害等の理由により判断能力が十分ではない方々の権利を守るための支援を行っています。 |
| 横須賀市社会福祉協議会による権利擁護や相談体制等の充実 | 社会福祉協議会の相談機能を充実し、権利擁護や福祉サービスの苦情受け付けなど各種相談に応じる体制を整えています。 |
| 障害者虐待防止センターの運営 | 障害者虐待の通報・届出を受理し、障害者や養護者への相談支援、虐待防止に関する啓発活動を行っています。 |

(3-3 障害者理解の促進)

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害者への理解促進につながる取り組みを行います。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-------------------------|--|
| 「やさしさ広がれ」ふれあいフェスティバルの開催 | 「あたたかい福祉のまちづくり」を目的に、福祉に関わる体験・学び・相談・展示・活動紹介等のイベントを開催しています。 |
| 点字図書館フェスティバルの開催 | 視覚障害者の点字図書館の利用拡大と、一般市民との相互交流を図るため、視覚障害者の演奏家による音楽会や、ボランティア活動の紹介、視覚障害者が利用する機器の展示などを行っています。 |

4 療育・保育・教育の充実

障害や発達の違いのある児童が、一生を通じて自らの可能性を追求できるよう、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

（4-1 療育体制の充実）

障害のある児童及びその家族に対する専門的療育や相談を、地域の中で総合的に展開できるよう、専門相談機関の相談体制や療育体制の整備・充実を図ります。また、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児のための療育の場を充実します。

（主な事業）

| 事業名 | 事業の内容 |
|----------------------------------|--|
| 療育相談センター機能の充実 | 地域生活支援部門、診療部門、通園部門から成り、発達の遅れや障害のある児童に対し、療育相談・診療・各種教室などを行っています。 |
| 保育所等訪問支援の実施 | 保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築しています。 |
| 重症心身障害児に対応した児童発達支援や放課後等デイサービスの実施 | 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスを実施しています。 |

(4-2 一貫した支援体制の強化)

障害のある子どもに対する療育・保育・教育は、子ども一人ひとりの特性や発達に応じたものとし、それぞれのライフステージ移行において谷間をつくらないように、引き継ぎや連携を深め、一貫した支援体制を強化します。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|------------------------------------|--|
| 本人・保護者と共につくる支援シート | 幼稚園・保育園からの指導内容や今後の支援計画等を記録し、乳幼児期から就労まで、一貫した支援体制を整備しています。 |
| 障害のあるお子さんのための相談・支援ファイル（サポートブック）の推進 | 生育歴や相談・判定歴の記録したシートを作成し、家庭・教育・福祉等の関係機関で障害児の基本的な情報と支援の方向性を共有しています。 |

5 保健・医療サービスの充実

医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、障害のある人を含めた医療を受ける側の理解と協力に加え、地域にあるさまざまな医療機関の連携を図り、医療・福祉・教育等の施策が欠けることなく統一して支援していきます。

(5-1 障害の早期発見と療育の推進)

障害の早期発見と早期対応のため、乳幼児への健康診査を行うとともに、保育所・幼稚園・認定こども園等の子どもの成長を見守る施設における発見機能を強化し、医療機関とも連携しながら早期対応を図ります。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-----------|--------------------------------------|
| 乳幼児健診等の実施 | 障害の早期発見のため、妊婦・新生児・乳幼児など健康診査を実施しています。 |

(5-2 医療的ケア児への支援体制の構築)

医療技術の進歩などを背景として、新生児特定集中治療室（NICU）などに長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用する等の、いわゆる医療的ケア児が増えています。このような医療的ケア児が在宅での生活をしていくことができるよう、医療的ケア児の支援にかかわる関係機関の一層の連携が課題です。医療的ケア児等の状態やその家族の状況を踏まえ、障害福祉サービスと看護サービス、医療サービスといった支援の充実をはじめ、療育・保育・教育を含めて一体的に提供できる仕組みづくりを、地域の関係者と検討してまいります。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|---------------------|--|
| 横須賀地域小児等在宅医療連絡会議の運営 | 医療的ケア児に対する課題や適切な支援のあり方等について、医療機関、障害福祉事業所、養護学校、行政機関等の職員が集まり協議しています。 |

(5-3 精神保健施策の推進)

精神障害に対する誤解や偏見を取り除き、早期発見、早期治療、短期入院をめざした保健医療体制の確立と、地域住民の支援による社会復帰の促進を図る対策、並びに保健・医療・福祉などの各分野にわたる総合的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築を、各関係機関が連携しながら推進します。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|------------------------|---|
| こころの病気・精神保健に関する相談体制の整備 | 精神保健福祉相談員等や精神科専門嘱託医師による、こころの病気・精神保健に関する相談や訪問を行っています。 |
| 横須賀市精神保健福祉連絡協議会の実施 | 横須賀市の精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう保健、医療及び福祉の関係者による協議を行っています。 |

(5-4 難病対策の充実)

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じ、地域における難病患者支援対策を実施するため、様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動を促進します。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-------------------|---|
| 難病患者地域支援対策推進事業の実施 | 難病患者の在宅療養生活を支援するため、宅の重症難病患者・家族に対し、保健師による訪問相談や専門医、歯科医師、保健師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士による疾患系統別相談会を開催するなどしています。 |
| 難病患者等グループ育成事業の実施 | 患者の生活の質の向上を図るため、難病患者等及びその家族の交流及び情報交換の場を提供し疾患別に講演会、交流会を開催しています。 |

(5-5 障害の軽減・補完・治療など)

心身障害の状態を軽減し、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療サービスが受けられるよう必要な支援を行います。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|-------------|---|
| 自立支援医療費の助成 | 精神科通院や身体障害を除去・軽減する手術等医療費自己負担額を助成しています。 |
| 重度障害者医療費の助成 | 一定の条件を満たす重度障害者へ、病院などで診療を受けた場合の、自己負担額を助成しています。 |

6 障害者福祉の推進基盤の整備

地域社会や家族関係が変化する中で、支援が必要な方を障害福祉サービスなどの公的サービスだけで支えることは難しくなっています。市民の多くは、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることを望んでいて、さまざまなサービスの組み合わせや、地域での支え合いにより、支援する体制づくりが必要になっています。

そのために、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつukっていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の拡充を図れるように、活動を展開できる体制づくりを支援します。

(6-1 地域福祉の推進)

障害者の高齢化、障害の重度化が進行し、障害者の抱える問題が複雑になってきています。自立支援協議会はもちろん、地域の多様な主体によるネットワークを活用し、複雑化する課題に対して、協力して取り組めるよう、地域の体制を整備するとともに、その中から福祉人材の育成を促進します。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|------------------|---|
| 障害とくらしの支援協議会への参画 | 地域における様々な関係機関と協力することで、障害者への理解を進め、障害者福祉施策を推進しています。 |
| 社会福祉協議会等との連携 | |
| 民生委員・児童委員との連携 | |

(6-2 防災体制の充実)

障害のある人など、要援護者に対する災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制の構築に努めます。また、障害のある人が地域において安心して暮らせるよう、市民に対する啓発活動を行います。

(主な事業)

| 事業名 | 事業の内容 |
|------------------|--|
| 災害時要援護者支援プランの推進 | 支援の対象となる災害時要援護者本人の同意を得た上で、その方々の情報を地域の支援者に提供しています。 |
| 自治会、町内会等地域組織との連携 | 各避難所が、特別な支援が必要な方のための避難スペースである1次福祉避難所をスムーズに設置出来るよう、地域住民への制度周知を行っています。 |
| 2次・3次福祉避難所の開設準備 | 1次福祉避難所で受け入れが困難な方のために、2次・3次福祉避難所の開設ができるよう、関係施設との協定を締結しています。 |

● 福祉サービスを低下させないための取り組み

本市の財政状況は、少子高齢化などに伴う社会保障費の増加や税収の減少などが進むことで、今後さらに厳しくなると予想されます。

このような状況においても、福祉サービスを低下させることなく、市民の需要に対応するために、継続的・計画的に行政改革の取り組みを福祉分野においても進める必要があります。そのために、本市の行政改革大綱の趣旨を踏まえ、費用対効果の検証などにより、各事業の見直しを積極的に行ってまいります。